令和３年度第１回金沢市景観審議会

日　　時：令和３年 12 月 27 日（月）　午前 10 時～11 時

会　　場：金沢市第一本庁舎７階　全員協議会室

出席委員：福光会長、鍔副会長、宇佐美委員、川﨑委員、坂本委員、関戸委員、玉田委員
土田委員、中川委員、中村委員、中森委員、能木場委員、馬場先委員
柳井委員、吉田委員、近藤委員

欠席委員：竹内委員

事 務 局：都市整備局　　坪田局長
景観政策課　　本光課長、不破補佐、福塚係長、山下係長、伊関主査
芹原主査、米田技師
都市計画課　　松矢課長
緑と花の課　　柳沢課長
建築指導課　　坂上課長
歴史都市推進課　　石浦課長
教育総務課教育施設等整備室　大壁室長

1　開会

2　都市整備局長あいさつ

3　審議案件

・金沢市立中央地区新中学校（仮称）整備工事について

4　報告案件

・令和３年度上期景観施策について

・令和３年度上期専門部会審議結果について

1）建物部会

2）用水みちすじ部会

・金沢市屋外広告物等に関する条例の一部改正の骨子（案）について

【審議案件】

・金沢市立中央地区新中学校（仮称）整備工事について

―――資料１（金沢市立中央地区新中学校（仮称）整備工事）についての説明―――

（事務局）

説明させていただきます。お手元の資料と併せて、スクリーンをご覧ください。

案件は、金沢市立中央地区新中学校（仮称）整備工事、場所は長町１丁目地内です。本件は令和３年 12 月２日開催の建物部会においてご審議いただき、了承をいただいております。

本計画は、現在の中央小学校を中学校用途に変更するための内外部改修にあわせ、バリアフリーに対応するためにＥＶ棟を増築する計画となっております。このＥＶ（エレベーター）棟は、15m高度地区内において 15.946mとする計画となっておりますが、周囲の環境に対しても支障がないと認めて市長が許可したものは、高さ制限を緩和できることとされております。

許可による特例の技術基準、金沢都市計画高度地区計画書ただし書にあるとおり、公益上必要な建築物で、やむを得ないと認められるものが特例として許可されることになりますが、この技術基準のなかで、景観形成基準等との適合性について、景観審議会の意見を聴かなければならないこととされております。この場におきましては、景観形成基準と照らし合わせ、景観上、阻害要因とならないか、周囲の居住環境を害するおそれのないものか、機能を確保するうえで必要最小限度の規模となっているか、ご審議いただきたいと考えております。

計画地は、現在中央小学校の敷地であり、伝統環境保存区域の伝統的街並み区域内に位置しております。用途地域は第二種住居地域、建ぺい率６０％、容積率２００％、１５ｍ高度地区内に位置し、高度地区の既存不適格である校舎棟 16.421mに対し、今回増築するＥＶ棟の最高の高さは 15.946mです。

計画地周辺の状況です。（その後、敷地周辺の写真を提示しながら説明のため省略。）

資料 P15、設計コンセプトです。バリアフリー環境整備の一環として設置するエレベーター棟は、既存校舎と同一の床レベルとすることが必須であるため、高度地区の既存不適格である校舎の高さにともない、ＥＶ棟も高さ制限を超えるものとなっています。ただし、屋上にペントハウスが突出しない機械室レスエレベーターを採用することで既存校舎棟の最高高さを超えないよう配慮し、設置位置についても周囲より見えにくいグラウンド側とする事で、周辺の景観に配慮した計画としています。

続きまして、配置図です。敷地北西部に屋内運動場、敷地北東部にプール棟、敷地東側、南北に伸びる校舎棟の中央付近グランド側にＥＶ棟を増築します。

校舎棟１階平面図です。図面上段が改修前、下段が改修後を示しております。EV 棟の増

築位置は10-11通り間のグラウンド側となります。

資料 P18、ＥＶ棟の平面詳細図です。エレベーターの昇降路とエレベーターホールのみの必要最小限の構成となっております。EV棟の屋上ですが、色彩はN6のグレー、シート防水としております。ＥＶ棟の増築は「西面立面図１」10-11 通り間で、外壁は複層塗材ですが、既存校舎のタイル色に合わせ、ベージュ色としています。

次に、増築部分の断面図です。既存校舎の庇を一部撤去し、ＥＶ棟を接続する計画となっております。

資料 P22、ＥＶ棟の断面詳細図です。バリアフリー対応のため、既存校舎と同一の床レベルとすることが必須であるため、高さ制限を超えることにはなりますが、屋上にペントハウスが突出しない機械室レスエレベーターを採用することで高さをできる限り抑えた結果、既存校舎棟の最高高さ16.421mに対してＥＶ棟の最高高さは15.946mとなり、既存校舎より高さを抑えております。

資料P23、日影図です。建築基準法で定められた2.5時間および4時間、日影になる部分を確認しております。こちらは現況の日影図で、2.5時間日影になる部分を水色の線、4時間日影になる部分を赤色の線で表示しております。こちらは増築後の日影図ですが、ＥＶ棟を増築することによる日影の変化はありません。

最後に、ＥＶ棟増築前後のイメージ比較となります。こちらは増築前、こちらが増築後のイメージです。

本件につきましては、増築部分は機能上必要とされる最低限度の構成としていること、既存校舎より高さを抑えていることや､増築する位置が景観上阻害要因となりにくいこと、また、日影の検証結果からも、周囲の住環境を害するおそれもないことから、建物部会にて計画の了承をいただいております。

以上で説明を終わります。

（会長）

ありがとうございました。部会長から補足があればお願いします。

―――部会長からの補足説明―――

（B委員）

特にございません。事務局から説明があったとおり、既存の建物より高さを抑えている点、そして周囲への景観阻害がないということで高さの規制緩和は了承しました。以上です。

（会長）

ありがとうございました。
それでは、金沢市立中央地区新中学校（仮称）整備工事についてのご意見やご質問等あれば発言をお願いします。

――― 審　議 ―――

（副会長）
景観上の影響はないことはわかりましたが、バリアフリー化ということで聴覚障害の方が使うことを考えると、エレベーターの中から外が見えた方が良いと思いますが、その点の配慮についてはいかがでしょうか。

（教育施設等整備室長）
聴覚障害の方については、外から見える方が良いということがありますが、建物の高さが４階までということで、外が見えなくても短い時間ですので、聴覚障害者用のパネル装置にて対応可能と考えております。このエレベーターは様々な支援が必要な方が使用するもので、特別支援学校に通う学校の先生などから意見を頂き、内部の改修に関しても相談させていただきました。

（会長）
他にいかがですか。それでは、ご意見がないようなので、金沢市立中央地区新中学校（仮称）整備工事について、了承するということでよろしいですか。

＊＊＊異議なしの声＊＊＊

（会長）
ありがとうございます。了承されました。

［報告案件］
・令和３年度上期景観施策について
・令和３年度上期専門部会審議結果
1）建物部会
2）用水みちすじ部会

――資料２（令和３年度上期景観施策）についての説明――

（事務局）
令和３年度上期の景観施策について、ご報告いたします。タブレットの資料番号２をご覧ください。まず、景観関連各種届出等件数についてですが、表は、令和元年度から今年度上期までの各種届出の件数を示しており、今年度上期については、令和３年 11 月 30 日時点の件数としております。順に、景観法の届出は 393 件、景観地区の認定は４件、斜面緑地の届出は 7 件、眺望景観の届出は 11 件、沿道景観の届出は 33 件、夜間景観の届出・協議は 37 件、風致地区の許可が 36 件、合計件数が 521 件となっており、例年より減少傾向となっております。
次に、長町景観地区景観まちづくりについてですが、景観地区まちなみ修景事業としては、今年度上期は建築物修景事業が 1 件、景観修景事業（松の木の雪吊り）は 57 本となっております。今年度も昨年度の補助件数が増加する見込みです。
最後に、景観審議会及び専門部会の開催についてですが、今年度上期の開催回数及び審議案件数は、金沢市景観審議会については、今年度初めての開催ですので、開催回数が１回、審議件数は先ほどの案件の１件となっております。また、各専門部会について、建物部会が３回、４件、用水みちすじ部会の審議結果は３回、３件、斜面緑地保全部会は１回、１件となっております。合計として、開催回数８回、審議案件数９件となっています。建物部会、用水みちすじ部会の審議結果については、後ほど担当者よりご説明いたします。斜面緑地保全部会については、上期に開催されておりますが、意思形成過程の案件となっておりますので、今回報告からは除かせていただきます。
以上、令和３年度上期の景観施策について報告させていただきました。

―――資料３（建物部会報告）の説明―――

お手元のタブレットの資料番号３をご覧ください。建物部会については、令和３年度の上期に３回開催しており、審議案件数は４件となっております。本日は、昨年までに審議した案件も含め、審議継続中のものなどを除いた６件について報告させていただきます。
資料では、各案件の計画位置および外観のイメージパースを示しております。１件目から順に、ホテル新築計画、片町１丁目地内、近代的都市景観創出区域の都心軸区域に位置

し、地上６階建て、最高高さ 22mの計画で、現在完成しておりますが、開業は未定となっております。

２件目、共同住宅新築計画、橋場町地内、伝統環境保存区域の伝統的街並み区域および伝統環境調和区域の景趣調和区域に位置し、地上 10 階建て、最高高さ 31m、現在建設中となっております。

３件目、事務所新築計画、尾張町１丁目地内、伝統環境調和区域の景趣調和区域に位置し、地上３階建て、最高高さ 10.89m、現在建設中となっております。

４件目、日本銀行金沢支店新築計画、広岡３丁目地内、近代的都市景観創出区域の金沢駅周辺区域に位置し、地上３階建て、最高高さ 18.6m、現在工事に着手したところとなっております。

５件目、共同住宅新築計画、本町２丁目地内、伝統環境保存区域の伝統的街並み区域に位置し、地上 10 階建て、最高高さ 30.99m、現在建設中となっております。

６件目、共同住宅新築計画、下近江町地内、伝統環境調和区域の景趣調和区域に位置し、地上 10 階建て、最高高さ 31m、現在建設中となっております。

本日は、６件のうち、２番（共同住宅新築計画）、３番（事務所新築計画）、４番（日本銀行金沢支店新築計画）の３件を抜粋して審議内容を説明させていただきます。

まずは、共同住宅新築計画、橋場町地内です。計画位置と景観条例の区域ですが、国道 159 号線に面した斜線部分が計画地で、伝統環境調和区域の景趣調和区域と伝統環境保存区域の伝統的街並み区域に位置しております。計画地周辺の状況です。こちらは敷地南西側からの写真で、仮囲いで囲まれた部分が計画地となっており、大樋美術館が隣接しております。こちらは敷地北西側からの写真で、シティモンド金沢に隣接する敷地となっております。

配置計画です。画面上方向が北側となります。国道 159 号線沿いに建物を配置することで敷地奥側の駐車場が見えないよう配慮されております。建物は鉄筋コンクリート造、地上 10 階建てで、最高の高さは 31mとなる計画で、国道沿いには、街並みの連続性を考慮して土塀を一部設けるとともに、建物の周囲や駐車場の一部に中高木や低木を計画しております。

こちらは外観イメージパースとなります。外壁は茶系のタイルを主体とした、全体的に落ち着いた仕上げとし、国道側に設置される屋外階段はルーバーを設置して見え方に配慮しております。本件については、建物部会で１度審議され、建物上部パラペット部分の水平ラインの色彩を外壁に馴染むようにコントラストを落とし、眺望点からの見え方に配慮するとともに、国道側に土塀や植栽を効果的に配置して建物の圧迫感を軽減することにご配慮いただき、建物計画について了承されております。

続いて、事務所新築計画、尾張町１丁目地内です。計画位置と景観条例の区域ですが、国道 159 号線に面した斜線部分が計画地で、伝統環境調和区域の景趣調和区域に位置しております。計画地周辺の状況です。こちらは敷地南東側、国道 159 号線（百万石通り）か

らの写真です。手前に見えますのは森八本店になります。こちらは敷地北東側からの写真となります。４階建ての既存建物を解体し、３階建てに建て直す計画となっております。

配置計画です。画面右側が北方向となります。屋上の陸屋根部分には太陽光パネルを配置し、設備機器類も外壁やルーバーの内側に配置することで周辺から望見できないように配慮されております。国道（百万石通り）に面する部分については、2 寸程度の勾配屋根を設置し、外構部分では限られたスペースではありますが、中木や低木を植栽するなど、通りからの見え方に配慮した計画となっております。

こちらは外観イメージパースとなります。建物は地上３階建て、最高高さ 10.89ｍであり、４階建てだった既存建物より低く抑え、外観は、こげ茶系の塗装仕上とし、国道（百万石通り）に面した１層部分は周囲の塀の高さに合わせて庇を設け、壁面にはアースカラーを意識した左官壁とするなど、通り景観への配慮がなされています。また、国道（百万石通り）側は勾配屋根とし、壁面の大きなガラス面の外部側に木製フィンを設置した、特徴的な外観となっております。その他、建物南側のバルコニー部分にはグリーンカーテンを計画しております。

本件については、建物部会で１度審議され、地域性を意識した意匠を採り入れながら、建物高さを従前より低く抑えるなど、街並みへの調和に配慮された計画となっていることから、建物計画について了承されております。

続きまして、日本銀行金沢支店新築計画、広岡３丁目地内です。計画位置と景観条例の区域ですが、金沢市企業局が隣接する斜線部分が計画地で、近代的都市景観創出区域の金沢駅周辺区域に位置しております。

計画地周辺の状況です。こちらは敷地南側の写真で、向かって左側が企業局となります。こちらは敷地西側の企業局側からの写真で、計画地の向こう側にはハイアットをはじめとするビル群が建ち並んでおります。こちらは敷地北東側からの写真で、正面に見えますのが企業局、向かって左側に見えますのがＮＨＫとなっております。

配置計画です。画面左上方向が北側となります。建物を道路から後退させ、敷地境界部分に低木や中木などで緑化を図ることによって、周辺への圧迫感の低減に配慮しております。また、敷地外周に設置するフェンスは縦格子状のものとし、歩行者が敷地内の緑を感じられるよう配慮したものとなっております。

こちらは外観イメージパースとなります。建物は地上３階建て、最高高さは 18.6ｍで、周辺建物に対して過大なボリュームとならないよう計画されており、外装材は落ち着きのあるグレー系の金属パネルとガラスなどで構成されております。本件については、建物部会で１度審議され、建物の後退および積極的な緑化による周辺への圧迫感の軽減に配慮された計画となっておりますが、外装材である金属パネルの反射に対して懸念がある旨、ご指摘がありました。後日、現地にて金属パネルの反射に対する検証を行い、問題がないことを確認し、このことを建物部会にて報告させていただき、建物計画について了承されております。

以上、建物部会の報告とさせていただきます。

―――資料４（用水みちすじ部会報告）の説明―――

用水みちすじ部会については、令和３年度の上期に３回部会を開催しており、審議案件数は３件となります。お手元の資料番号の４番と合わせてご覧ください。今回は、「まちなか辰巳用水（高岡町排水路）修景整備事業」について報告させて頂きます。

事業位置と致しましては、金沢市安江町地内の東別院に隣接する場所でございます。事業箇所の端部は、駅通り線に接しており、通りを挟んで現在完成した再開発事業のところをイメージ頂ければと思います。辰巳用水である高岡町排水路が図面のとおり南から北へと流れており、先ほど申し上げたとおり東別院に接する用水部分約 100m が整備区間となっております。画面の赤色の線で示してある範囲が事業範囲でございます。事業の区域としては、上流側と下流側で分かれておりまして、上流側は、近代的都市景観創出、下流側につきましては、伝統環境保存区域の伝統的街並み区域でございます。事業内容としては、施工延長が 97m、主な整備施設としては、石積み護岸、擁壁工や舗装、安全柵等がございます。

こちらが周辺写真となります。左の写真は現在完成したマンションがあります。過年度までに高岡町排水路の横が修景整備され、今回の事業の上流部となります。

駅通り線に隣接しておりますが、舗装材が戸室石を意識した赤茶系の色の舗装材となっております。今回の事業は、黄色で示した範囲で修景整備を行うものです。事業地からは、下流部が伝統的街並み区域となっておりますが、隣接しているところが近代的都市景観創出区域であり、事業位置からは、高層の共同住宅等が見られます。

赤色の線が今回の事業において、整備する部分とお考えください。まずは護岸部についてですが、既設のブロックを残置したまま、そのうえに控え 250mm の常願寺川産胴割石の石積みを行います。護岸のてっぺんである天端につきましては、大磯３分の洗出しコンクリートを施工致します。また、用水の底の河床についても同様に常願寺川産の玉石を敷き並べていきます。また用水における流水断面を確保しつつ、現況の歩道の幅員も確保するため、張出ブロックを採用致します。なお、現況写真でご覧頂きましたとおり、現況歩道沿いにある街路樹については、現状のままとなります。

また、防護柵についてはブラウン色のものを採用します。マンセル値については 5YR/2/1 となっております。

舗装材について話を移しますと、メインの舗装材としては、東別院の土塀の色彩と調和するよう骨材に色彩としては茶色となるジャミ石を用います。アスファルト舗装の施工後には、エイジング効果を出すため、ショットブラストを行います。また、視覚障害者用誘導ブロック、いわゆる点字ブロックについては、アイボリーとなっております。これらを表現したパースがこちらになります。これら詳細な仕様と共に、サンプルを提示しながら

用水みちすじ部会にお諮りし、今回の整備計画については、了承いただいております。
　以上、事務局からの説明を終わります。

（会長）
　ありがとうございました。それでは、建物部会について、部会長から補足のご発言はありますか。

―――部会長からの補足説明―――

（B 委員）
　２番（共同住宅新築計画）、３番（事務所新築計画）が橋場町から兼六園に向かう道で、斜めに向かい合っている敷地となり、重要な沿道であるため、審議の中で、重要な通りを選定し、低層部分に対して統一的なルールや誘導する条件等を作るのはどうかとご意見しました。この高層マンションについては足元に土塀があります。土塀等の連なりがない場合に、少し潤いを必要とする場合がありますが、沿道沿いに連続性を作るのはどうかという意見が出ました。駐車場の奥に民家が密集しておりますが、駐車場があるため、圧迫感が低減されることが想定されます。３番（事務所新築計画）が近接しているので、個々の１軒１軒もそうですが、街並み形成という大きな視点でのルール設定も必要であるといったこともご意見しました。以上です。

（会長）
　それでは、用水みちすじ部会について、部会長から補足のご発言はありますか。

（K 委員）
　特に問題はありませんが、１点、周辺地域への連続性ということが話題に上がりました。誘導ブロックがこの後、奥の方に安江町に向かう部分が切れてしまうため、連続性を検討してほしいということを伝えました。向かいの再開発事業の用水との連続性も話題になりましたが、大通り沿いを挟んでの計画であったため、概ね問題ないとの結論となりました。以上です。

（会長）
　ありがとうございます。それでは建物部会や用水みちすじ部会に関して、ご意見やご質問はありますか。

―――　質疑応答　―――

（D 委員）
　特段、意見はありませんが、観光客など人が多く通る道であり、景観を整備するにあたり、安全柵の高さなどについて、危険性があると思うが、景観的にはどうなのか。ご意見をお聞きしたい。

（歴史都市推進課長）
　安全柵の高さですが、安全性の確保が大事であるため、1,100㎜ を必要最小限の高さとして、ここに限らず設置しているところです。

（D 委員）
　確かに危険対策が必要と思いますが、景観といった観点からすると、イメージパースの仕様で良いのでしょうか。せっかく用水があるのに安全柵で隔離されてします。何か方法がないかを意見をいただきたいです。

（歴史都市推進課長）
　イメージパースは、縦桟のピッチが細かくはないのですが、斜めから見ているので、密度により濃く見えます。色彩については、一定の配慮がされております。

（会長）
　例えばせせらぎ通りと比べるとピッチはどうですか。

（歴史都市推進課長）
　素材は金属製ということで同じです。

（事務局）
　事務局から補足します。用水といっても場所で違いがあります。また、用水と接している道路が車道の場合、歩道の場合の違いもあります。車道の例でいうと、長町景観地区の場合は、大野庄用水については、必要以上に手摺りを設ける必要がないため、駒止め石で対応しております。一方で歩道になると、転落事故を防ぐため、手摺りありきで設置高さが決まっております。用水みちすじ部会の審議の中では、これまでにも必要以上に華美になっている安全柵もあったが、場所に応じて主張しない方が良い場所もあり、今回はあまり主張せず、色で整えております。場所に応じて、最善策を考えております。

（D 委員）
　十分お考えになられているということで、出来上がりを楽しみにしております。

（会長）
　ありがとうございます。この件について、ほかにご意見、ご質問はありますか。よろしいですか。各専門部会からの報告について、了承するということでよろしいですか。

＊＊＊異議なしの声あり＊＊＊

（会長）
　ありがとうございます。了承されました。引き続き金沢市屋外広告物等に関する条例の一部改正の骨子（案）について報告をお願いします。

――資料５（金沢市屋外広告物等に関する条例の一部改正の骨子（案））について説明――

（事務局）
　それでは､屋外広告物等に関する条例の一部改正について報告します｡検討の経緯です。屋内広告物については、屋外広告物法、法に基づく条例の規制が及んでいないということで、昨年より検討を進め、まずは先行で景観計画を変更し、本年７月より施行しております｡そして屋外広告物等に関する条例の改正ということで、５月に検討会を設置し、６月、９月、１１月と３回開催しました。現在、パブリックコメントで市民の皆様に骨子案をお諮りし、ご意見を頂いております。今後、条例改正案を議会に上程し、議決後、３か月程度の周知期間を経て７月に施行と考えています。
　続きまして、屋内広告物に対する効果的な規制等検討会についてです。こちらは屋外広告物審議会を母体とし、より専門的･多角的に検討するために景観審議会よりＢ委員､Ｆ委員もご参加頂き、計８人で組織しております。計３回の検討会で、規制の対象、方向性、運用に向けた課題を検討し、パブリックコメント資料案（条例改正の骨子案）について了承いただいております。
　パブリックコメント案を見て頂くとわかりやすいと思いますので、お手元のタブレットの資料５をご覧ください。項目を順に説明します。
　まずは改正の趣旨です。本市では、屋外広告物の規制に加えて、窓ガラス等の内側に直接貼るなど屋内から屋外に表示される広告物を特定屋内広告物と定義し、指導の対象としてきました。しかし近年、窓ガラス等に接しないで屋内から屋外に向けて表示する広告物がまちなかに散見され、従来のきめ細かい景観誘導が及ばない例が生じていることから、金沢市屋外広告物等に関する条例を一部改正し、特定屋内広告物の範囲を拡大するとともに、屋外と屋内の広告物を一体的に規制誘導することとし、市民の理解と事業者の協力のもと､金沢らしい良好な景観の形成を一層推進していきます。
　屋外広告物法の目的は大きく２つあります。１つ目は、良好な景観の形成または風致の維持です。ガラス１枚隔てていても、景観においては、屋外であっても屋内であっても景

観上、与える影響は同じであると確認しております。２つ目は公衆への危害の防止です。これについては、大きな差異があることを確認しております。例えば、屋外広告物は看板の倒壊、落下によって通行人に危害を加えますが、屋内広告物については、考えにくいです。例えば、信号の近くで光を発することによって信号と誤認させるなど、安全上の問題は全くないわけではありませんが、違いがあります。

範囲拡大と規制内容です。表に示したとおり、エリア、位置、規制内容について一覧表にしたものです。大きな違いは、これまではガラスに接したものを指導の対象としておりましたが、さらにガラスから離れたものについても、屋外に向けて表示されたものは規制の対象としております。

特定屋内広告物の対象としては、文字、記号、図案、商標や写真を表示するもの又は可変表示装置（デジタルサイネージ）を使うもので、窓ガラス等から２m以内にあるもの又は専ら広告物の表示が目的であると考えられるものを今後、規制の対象とし、明確化しております。

２の広告主と設置者の責務です。屋外の公衆に向けて広告物を表示するときは、広告主や設置者が、本市の美しい景観の形成に配慮し、規定を遵守する必要があります。これまで条例に設けていなかったのですが、今回設けることとします。

３の規制を強化するエリアです。特定屋内広告物に対する規制が特に必要なエリアとして、まちなか区域を指定します。まずは、金沢市のまちなか、旧城下町エリアを対象として、規制強化を図っていきたいと考えております。

４の屋外広告物と同じ基準による一体的な規制誘導（まちなか区域）に関して、わかりやすいイラストを示しております。屋外広告物と同じ基準としております。施行規則で屋外広告物と同様の基本要件、景観への配慮、意匠、色彩等を規定し、高さ、面積の上限基準を指定地域ごとにきめ細かく規定します。また、面積は屋外広告物と屋内広告物を合計して、これまでの屋外広告物の基準に適合することを求めることとします。また、窓は本来、採光・換気・排煙などの目的があります。窓を広告物で塞いでしまうと、圧迫感・閉塞感に繋がるので、開口部当たりの表示割合も規定します。現在も窓の内側から直接貼り付けた場合は、１階の場合は１つの開口部当たり 5/10、２階以上は 3/10 が上限となっておりますが、この基準をそのまま適用させることとします。

表示の届出です。特定屋内広告物をまちなかで表示する場合は、今後は届出をお願いしたいと思います。

審査会による審査と緩和です。金沢市屋外広告物審査会という組織があり、屋外広告物に対して、毎週、専門的に規模・形態意匠についてお諮りしております。今後は屋内広告物についてもお諮りし、金沢らしい良好な景観に向けた、屋内広告物のあり方を考えながら１件１件審査していきます。また、審査会が認める場合には、基準を緩和できることとします。

５の施行日と経過措置です。議決後、３ヶ月程度の周知置換を経た上で施行を目指しま

す。施行前から表示されていた広告物については、施行日から５年間の経過措置期間を設けることとします。以上で説明を終わります。

（会長）
ありがとうございます。それではこの件に関して、ご意見、ご質問はありますか。

――― **質疑応答** ―――

（B 委員）
ガラスの内側の広告については、独立店舗でも複合ビルでもノーコントロール、根拠がなかったものです。皆様もお気づきのとおり、ドラッグストア等がどんどん進出している中で、景観阻害が危惧されているということです。金沢市は様々な屋内の広告物のようなものを網羅的に写真を撮り、分析し、調査結果について我々に確認しながら意見交換してきました。ただ、千差万別であり、どこまで規制していくのか。また、経済と景観はトレードオフの関係ではないと言いつつも、やはり賑わい創出は活気を生み出していきます。では厳しい規制をかけるとどうなるのか、結論としては、時間をかけて柔軟に対応していくこととなりました。この体制を作ることによって、屋内広告物を掲出しているお店やテナントの方にコミット出来る､つまり話し合いが出来ます｡これで十分理解していただき、お互いに良いものを作っていくきっかけとしてスタートしていく。想定していなかった問題が発生する可能性もありますが、それに関しては、１つ１つ審議会や審査会の中で検討したり、ご意見を頂いたりしていきたいと考えている。F 委員どうでしょうか。

（F 委員）
B 委員がおっしゃったとおりですが、元々県外資本のドラッグストアが進出し、店舗を建設していく中で、ガラスの内側に広告物を掲出し、面積カウントされないといった傾向が見受けられてきたので、このような骨子案が出来たのではないかと思います。

（会長）
ありがとうございます。その他ご意見・ご質問はありますでしょうか。よろしいでしょうか。景観計画の中でも屋内広告物については見直しておりますが、今回は条例の改正までいくということです。ほかにないようですので、金沢市屋外広告物等に関する条例の一部改正の骨子（案）について、了承でよろしいでしょうか。

＊＊＊異議なしの声＊＊＊

ありがとうございました。本日予定していた議題は全て終了しましたが、せっかくの機

会なので、何かご発言のある方がいればお願いします。よろしいでしょうか。これで審議を終わります。

6　閉会

－以上－